

●香川県告示第297号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和3年7月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 解除に係る保安林の所在場所

さぬき市大川町田面字東碎石2690番15（次の図に示す部分に限る。）、2690番16

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市農林水産課に備えて縦覧に供する。）